

声 明

徳山ダム導水路（木曽川水系連絡導水路）事業凍結を歓迎する

2009年10月9日

徳山ダム建設中止を求める会（代表 上田武夫）

報道によると、本日10月9日、前原誠司・国土交通大臣は、国や水資源機構が実施しているダム事業のうちの48事業について、今年度は新たな工事手続きには入らず、事業を一時凍結する方針を明らかにしたという。

この凍結される事業には、徳山ダム導水路（木曽川水系連絡導水路）事業も含まれる。先ずは、心から歓迎する。

私たちは（「長良川市民学習会」「導水路はいらない！愛知の会」の2団体として、だがこの2団体、特に後者には、当会も深く関わっている）9月25日に前原国土交通大臣に宛てて以下の5項目の要請をした。

- 1．国土交通省および独立行政法人水資源機構における「木曽川水系連絡導水路事業」にかかわるすべての業務をただちに停止し次の段階に入らないこと
- 2．来年度予算ではこの事業の予算をゼロとすること（事業の凍結）
- 3．速やかに事業の中止に向けた法的手続きに入ること（木曽川水系連絡導水路事業実施計画の廃止と木曽川水系水資源開発基本計画の変更、木曽川水系河川整備計画の変更）

加えて、従前の河川政策の悪しき部分を断ちきり、今後のあるべき河川政策を構築していく上で、以下のことを要請します。

- 4．この事業を中止する過程で、木曽川水系における過去の河川政策、特に長良川河口堰建設、徳山ダム建設の検証と評価を真摯に行うこと
- 5．「同じ過ちを繰り返さない」ために、真に住民が参加し、真つ当な内容のある議論をする恒常的な「流域委員会」（河川法16条の2第3項に加えて、第4項の趣旨をもきちんと取り込んだもの）を、木曽川水系において設置すること
そのうえで、3で述べた「木曽川水系河川整備計画の変更」を行うこと

このうちの「1」については、今般実現した。私たちの熱い要望・期待にいち早く応えてくれたものとして、感謝したい。

流れからいえば「2」の実現も確実であろう。

しかし「凍結」だけであれば、「場合によっては『解凍』して復活する」ということになりうる。ゆえに「3」の中止に向けた法的手続きの早期着手を、さらに求めていきたい。

「4」及び「5」は、木曾川水系の、そして日本全体の河川行政のあり方に関わる事項である。

誤りを誤りと認めない「無謬性神話」(誰も信じていないのに!)のために、やめるべきときにやめられないで、さらに誤りを重ねてきた従来の河川行政。その行き詰まりは、1997年河川法改正の際に、河川局官僚自身も認めていたはずである。しかしこの河川法改正の趣旨はなかなか目に見えた形では活かされなかった。16条の2の趣旨を具現すべく設置された淀川水系流域委員会を、いつしか河川局(及び近畿地方整備局)は敵視するようになってしまった。

木曾川水系河川整備計画策定では「16条の2」はハナから無視された。河川法16条の2第3項による木曾川水系流域委員会は、辻本哲郎委員長が「他の水系にはない、大規模洪水対策を木曾川水系で行うのだ。木曾川水系から全国に広める」(財政状況からも自然環境からも無理。およそ冷静な学識者の意見とは思えない)と委員会議論を引っ張り、「導水路事業を整備計画に位置づけるという結論ありき」で運営されてしまった。

1997年河川法改正のもう一つの目玉である「環境」は、「河川環境の整備・保全のためにダムや導水路を建設する」という理由付けに使われるようになってしまった。

法律の運用が、ときの政権の政治的思惑によって方向が変化してしまう(ねじ曲げられてしまう)典型のような事柄である。

政権が変わった。前の政権の誤りを率直に誤りといえる条件ができた。

今こそ、1997年河川法改正の趣旨を踏まえ、過去の事業を、検証すべきときである。過去の事業の検証には、流域住民・市民・有識者が積極的に参加し、忌憚なき議論をもって行うことこそ法の趣旨に適うものである。

1997年河川法改正から十数年、流域住民の河川への理解も進んだ。流域住民らの知恵を活用した検証作業が、川を流域住民のものとして取り戻す機会となろう。

奇しくも来年、「海なし県」としては初めて「全国豊かな海づくり」大会が岐阜県の長良川をメイン会場として行われる。山・森・川・海は繋がってこそ・・・その繋がりを分断してしまっている長良川河口堰の存在は哀しい。この存在そのものが、未来世代に残してはならないツケである。せめて早期にゲートが開放されることを望む。

「徳山ダム出来ちゃった」と言われる(「正式完成」はH23年度だが)。

しかし、当会の使命は終わってはいない。上記「3、4、5」の実現のために、またその検証の中味を提供するために、私たちは、なおも役割を担っていく所存である。

以上

文責： 徳山ダム建設中止を求める会 事務局長 近藤ゆり子
連絡先：大垣市田町1-20-1 TEL/FAX 0584-78-4119

